

令 6 薬務第 647 号  
令和 6 年 (2024 年) 9 月 13 日

一般社団法人山口県医師会長  
一般社団法人山口県病院協会長  
公益社団法人山口県歯科医師会長  
公益社団法人山口県獣医師会長  
一般社団法人山口県薬剤師会長  
山口県病院薬剤師会長  
山口県製薬工業協会会長  
山口県薬業卸協会会長

様

山口県健康福祉部長

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令」及び「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について

のことについて、令和 6 年 9 月 11 日付け医薬発 0911 第 1 号により、厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員に周知していただきますようお願いします。

なお、通知の電子ファイルを薬務課 Web ページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/oshiki/48/20278.html>) に掲載していることを申し添えます。

薬務課  
麻薬毒劇物班  
担当: 藤井(千)  
TEL: 083-933-3018  
FAX: 083-933-3029